

「私たちにできること」

— NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうごの 10 年を振り返って —

県立尼崎総合医療センター 産婦人科部長 田口 奈緒

はじめに

2013 年 4 月 1 日兵庫県で初めての性暴力に特化したワンストップ支援センターをめざし、「性暴力被害者支援センター・神戸」が設立されました。この 10 年間で性暴力被害者を取りまく社会情勢は大きく変化し、私たちの小さな民間団体はその波にもまれながらも変化し成長を遂げてきました。本稿では開設からの 10 年を振り返り、性暴力被害者支援の最前線で考えてきたことを共有したいと思います。

1. 病院の中に性暴力被害者の支援拠点をつくる

産婦人科医師である筆者が 2002 年から勤務した若宮病院は、それまでも多くの性暴力や DV の被害者を受け入れてきましたが、病院だけでは法的なサポートやカウンセリングは提供できず、また被害者の対応をした看護師の精神的負担も少なくありませんでした。そこで、病院スタッフを含めた有志で「性暴力被害者へのよりよい対応を考える勉強会」を継続的に行い、2010 年の性暴力救援センター・大阪（SACHICO）の設立に続き、兵庫県でも同様のセンターを設立すべく 2012 年 4 月に準備会が発足しました。準備会のメンバーは勉強会に参加していた医療関係者、警察官、弁護士、フェミニストカウンセラー、教員、自助グループ主催者等多岐にわたっていました。

そして 2013 年 3 月の若宮病院の移転に伴い、4 月に「性暴力被害者支援センター・神戸」を、なでしこレディースホスピタルにオープンしました。当初の支援員（アドボケーター）は 7 名でしたが、運営は会費と寄付で賄われていたため、交通費も出ない無給のボランティアでした（現在は 3 時間半 1000 円の謝金、交通費は実費

表 1 日本の動きと支援センター・ひょうごの歩み

日本の動き	支援センター・ひょうごの歩み
2010 性暴力救援センター・大阪（SACHICO）設立	2012 準備会立ち上げ 2013 性暴力被害者支援センター・神戸 設立 2014 尼崎へ移転 性暴力被害者支援センター・ひょうごに名称変更 内閣府モデル事業に協力（～ 2017 年）
2017 「強姦罪」から「強制性交等罪」へ法律改正	2017 特定非営利活動法人認証 大岡プロジェクトに協力（～ 2020 年）
2018 「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」改訂 ワンストップ支援センターが全国に設置	
2019 フラワーデモ	
2020 内閣府「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」策定	2020 「学校で性暴力被害がおこったら」完成
2021 内閣府 SNS 相談「キュアタイム」開始	
2023 ジェンダーギャップ指数で日本は世界 125 位（過去最低） 「不同意性交等罪」へ法律改正 文部科学省「生命の安全教育」指導の手引き作成	2022 キュアタイム参加 2023 開設 10 周年

支給)。性暴力という性質上 24 時間対応が望ましいとはいえ、マンパワーも資金も不足のため(夜間はオンコールとしたが、何回かの深夜呼び出しでタクシー代が膨大となった) 休日夜間の対応は断念し、平日昼間のホットラインと医療受診の付き添い、対面による相談を行うこととなりました。

実際の支援活動で見えてきたのは、それまでの「夜間に警察官が(成人)女性被害者を連れてくる」というイメージと異なり、被害者の多くが子どもで、家族や親族からの被害も少なくないこと、また男性被害者は「レディースホスピタル」で診察ができなかったことでした。そのため小児や男性にも対応できるよう、活動の拠点を神戸から尼崎の児童虐待対応に力を入れていた県立塚口病院へ移すことがトントン拍子に決まり、2014年4月には「性暴力被害者支援センター・ひょうご(以下、支援センター・ひょうご)」と名称を変更しました(2017年にNPO法人化)。

2. 「性暴力」と「性犯罪」

WHOはセクシュアルヘルス(性の健康)を「セクシュアリティに関する身体的、精神的、社会的に良好な状態を指し、強制や差別、暴力のない、快適で安全な性経験が可能であること」と定義しており、性暴力はこのセクシュアルヘルス/ライツを著しく損なうものであるといえます。私たちは性暴力を「本人の意志に反して性的な行為を無理やり行われること」として、支援の対象を刑法で定められる「性犯罪」だけに限定していません。2017年に強姦罪から強

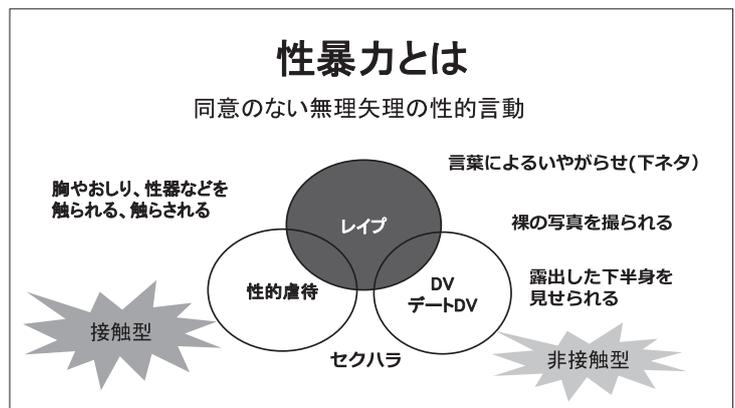


図1 性暴力とは

制性交等罪へと110年ぶりに法律が改正され、さらに2023年には不同意性交等罪となったことで、それまでの「暴行・脅迫を用いられた膣性交」から「同意のない性器や口腔への挿入行為」が性犯罪となり得るようになりました。また年齢差や経済的・社会的力関係からノーと言えないことは「同意のない」と見なされ、男性の被害者や、パートナーからの被害も「性犯罪」の狙上^{そじょう}にのるようになりました。このように法律改正により性犯罪の概念は大きく変わりましたが、「被害者が回復する権利」はまだやっとスタートに立ったばかりという感があります。

一方、性を手段とした暴力である性暴力は身近な日常に溢れており(図1)「性」についてタブー視する社会の中で「そんなことくらい」と矮小化されたり、「他の人に知られると恥ずかしい思いをする」ので「なかったこと」にされがちでした。このような、被害そのもの(一次被害)に対して相談した相手から受けるダメージを二次被害とよび、何度も信頼を裏切られることによって被害者は孤立し、相談しても仕方ないと思うようになります。だからこそ、被害のことを安心して話せる場や「一人じゃない」というメッセージを小さくても出し続ける私たちのような存在が必要であると感じています。

3. 二つの調査研究事業に参加する

支援センター・ひょうごは県立病院との連携で、大きな調査研究事業に参加、協力をすることができました。一つは2014年からの地方公共団体における性犯罪、性暴力被害者支援の取組を実証的に調査研究する事業(以下、内閣府モデル事業)¹、もう一つは国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)社会技術研究センター(RISTEX)²の「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」領域に2017年に採択された「トラウマへの気づきを高める“人-地域-社会”によるケアシステムの構築」プロジェクトです(以下、大岡プロジェクト)。

内閣府モデル事業では、兵庫県内を摂津（神戸・阪神）、播磨、但馬、丹波、淡路のいわゆる兵庫5国に分け、地域の中核病院で性暴力被害者への医療対応研修を行いました。若宮病院での経験から、性暴力被害者支援は一つの機関で完遂することはできません。そのため研修の目的は医療関係者だけでなく、地域の警察やこども家庭センター、女性相談などの行政担当者、教育関係者、議員などにも広く呼びかけ、顔の見えるネットワークを構築することになりました。

兵庫県は南北にも東西にも広く、神戸や阪神など都市部とそれ以外の郡部では医療機関や相談先など支援を提供する機関の数も格差があります。実際、反響が大きかったのは播磨や但馬、丹波で、会場に入りきらないほどの参加者があり、「このような研修はこれまで受けたことがない」「顔がさす³ので産婦人科に受診しづらい、知り合いからの被害であると、人間関係が狭い地域では相談しにくい」と研修後に感想を述べていました。

このような地域格差を打開するため、また「性の語りにくさ」をITで解決できないかという発想から、内閣府モデル事業の3年目に「性暴力被害者のためのバーチャル・ワンストップ支援センター」（図3）というウェブを開発しました（<https://onestop-hyogo.com/>）。これは、被害者が支援を求める地域と緊急避妊ピルがほ

しい、カウンセリングを受けたいなどといった内容を入力すると、提供できる機関がヒットする仕組みで、どの医療機関が夜間対応してくれるのか、法律相談や心理相談ができる場所などの一覧が検索できます。メール相談もこのウェブの中で開始し当事者自身が24時間いつでも直接アクセスすることができるようになりました。

さらに、この仕組みを全国展開する可能性を探る目的で、大岡プロジェクトでは全国のワンストップ支援センターにインタビュー調査を行いました。ワンストップ支援センターは、性暴力の被害者が二次被害を受けずに1カ所で総合的な支援を受けられる相談窓口であり、内閣府モデル事業による後押しを受け、2018年にはすべての都道府県に設置されました。筆者らは、北海道から沖縄まで24カ所の地域に足を運び（新型コロナウイルス感染症で移動が自粛される直前で幸運でした）、その結果、兵庫県でもそうであったように、地域によっては交通アクセスの悪さや知人に遭遇することの不安から被害直後には医療機関や相談窓口とつながることが難しいことが明らかになりました。また「バーチャル・ワンストップ支援センター」にも高い関心が持たれましたが、県ホームページとの調整や予算の問題で実用化には至りませんでした。内閣府は、2021年から匿名性を担保できるSNSやメール相談（キュアタイム）を実施しており、支援センター・ひょうごも2022年から参加しています。インタビューでは、旅行先や仕事先で被害に遭うなど、県域を越えての事案や支援事例があり、各地域の支援情報が検索できるシステムについても国内全体で整備していく必要があると考えられました。

4. 「学校で性暴力被害がおこったら」

大岡プロジェクトにおけるもう一つの成果は、「学校で性暴力被害がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」（図4）（<https://onestop-hyogo.com/atschool/>）です。これは

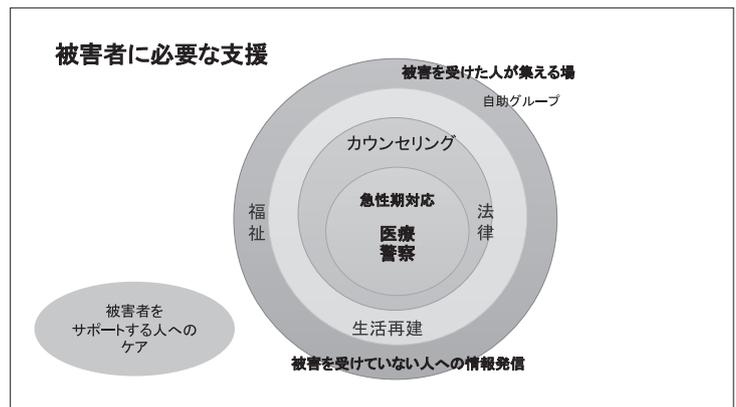


図2 被害者に必要な支援



図3 バーチャル・ワンストップ支援センター

学校で教職員が子どもたちの性被害をキャッチしたときの適切な対応を、できるだけシンプルにまとめたもので、支援センター・ひょうごで実際にあった相談をもとにワーキンググループを立ち上げ、2020年6月に完成しました。性暴力被害対応はいじめ問題と基本的には同じであり、元になったのは兵庫県教職員用の「いじめ対応マニュアル」でした。しかし、性暴力被害の場合は特にプライバシーへの配慮が必要なこと、性の問題は扱いにくいことから、どうしても初動が遅れがちです。妊娠を予防する緊急避妊ピルの内服（被害後72時間以内）や証拠採取を考えると、被害対応は待ったなしであり、手引きの中では「性暴力は（疑い段階でも）重大事態として即日対応」を原則としています。この手引きはその後、全国の教育委員会や犯罪被害者支援窓口から参考にしたいたとのオファーが相次ぎ、「つなげる先」のページを入れ替えて各地域版に改編したり、内閣府からのヒアリングを受けて「生命の安全教育」にも一部採用されました。

「生命の安全教育」は内閣府が2020年に出した性犯罪・性暴力対策の強化の方針により、文部科学省が2023年から「子どもたちを性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもしない取組」を就学前から行うよう指導案や教材をつくり、周知を行っているものです。背景には子どもたちがSNSを通じた性犯罪に巻き込まれる事案が後を絶たず、また教職員による児童生徒への性暴力もクローズアップされ、2022年4月には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。しばしば加害側は「生徒との合意による恋愛」を主張しますが、教員と生徒という立場の差でノーということができのでしょうか。

2023年の法律改正では「性的同意」の年齢が13才から16才に引き上げられ、同時に子どもたちへの性教育の必要性が認識されるようになってきました。なかでもジェンダー平等や多様性など人権の尊重に基づいた「包括的性教育」はムーブメントになっており、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」（2018年改訂）では、社会に存在するジェンダーバイアスや不平等が性的強制や虐待、ジェンダーに基づく暴力のリスクに関連するとしています。支援センター・ひょうごは設立時より性暴力のない社会をつくるために性教育に力を入れてきました。そこでは性に関する科学的な知識とともに、よりよい性のあり方やパートナーシップについても子どもたちや教職員、保護者に伝えています。「私たち」大人が、社会の中で作られてきたジェンダー役割やジェンダーステレオタイプに疑問を持ち、性別にとらわれないふるまいを日々子どもたちに見せていくことが、性暴力をなくす近道であると考えています。

2024年日本のジェンダーギャップ指数は146カ国中118位(前年は125位)で、本当に伸びしろしかない。「女性がたくさん入っている会議は時間がかかる」という政治家の発言や「ワンオペ育児」と「性暴力の被害者は多くが女性」という構造はつながっているのです。ジェンダーバイアスは「私たち」の中にあり、性暴力は「私たち」の隣にあります。「私たち」ができることは未来の「私たち」のために、この問題に関心を持ち、小さな声を上げ続けることであると強く感じています。



図4 学校で性暴力被害がおこったら

¹ 内閣府 男女共同参画局 「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」報告書（平成28年度調査）
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/2016houkoku_hyougo.pdf

² https://www.jst.go.jp/ristex/pp/project/h29_1.html#hdg-1

³ （「さす」は、さしさわりの意）ぐあいが悪くて、その人に会うことができない。精選版 日本国語大辞典より